

五監公告第10号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年3月18日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

市民課（地域振興課の市民課に関する業務を含む）

3. 監査の期間

平成28年1月28日～平成28年2月22日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
申請書や決裁書、決定通知書等の事務処理において、記載内容に不備や整合性がとれていない事例が見受けられる。適正な事務処理に努められたい。	文書の不備不整合が無いように、作成後の確認を徹底するよう周知いたしました。 今後は、同様の事例を生じさせないように注意し、適正な事務処理に努めてまいります。